

# 燃料消費実績の報告に関する事項

## 改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

## 改正事項

燃料消費実績の報告に関する事項

## 改正理由

MARPOL 条約附属書 VI では、船舶から放出される温室効果ガスの放出量を削減することを目的とし、2013 年より船舶エネルギー効率管理計画書 (SEEMP) の備付けやエネルギー効率設計指標 (EEDI) の算出等に関する規定が定められている。

IMO は、上記の規定の施行後も、温室効果ガスの放出量を更に削減するための規則を設けるべく継続的に議論を行っており、当該規則を作成する上で就航後の船舶における実際の燃料消費実績を把握する必要があるとの合意に至った。

その結果、IMO 第 70 回海洋環境保護委員会 (MEPC70/2016 年 10 月開催) において、総トン数 5,000 トン以上の船舶を対象に、上記の燃料消費実績の報告を義務化する MARPOL 条約附属書 VI の改正が決議 MEPC.278(70)として採択された。

また、同委員会においては、燃料消費実績の報告を行うための手順を SEEMP に含めることを要求するため、SEEMP の作成に関するガイドラインの改訂が決議 MEPC.282(70)として併せて採択された。

このため、決議 MEPC.278(70)及び MEPC.282(70)に基づき関連規定を改めた。

## 改正内容

改正内容は次のとおり。

- (1)燃料消費に関するデータの収集及び報告手順を SEEMP に記載する旨規定した。
- (2) 就航後の船舶に対して、燃料消費に関するデータの収集及び報告を毎年実施する旨規定した。
- (3) 就航後の船舶に対して、前(2)による報告したデータの検証後に発行される適合証書等を保持し、当該データを保管する旨規定した。
- (4) 主要な改造を行う船舶に対して、データの収集又は報告手順に影響がある場合に SEEMP が適切に改訂されていることを臨時検査により確認する旨規定した。

## 改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2, 8 編 1.1.2, 3.4, 3.5  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.1.3, 4.1.2, 8 編 3.4, 3.5